

2 議 会

議 会 構 成

1 議 員（現議員の任期：令和5年5月2日～令和9年5月1日）

(1) 議 員 数

- ・条 例 定 数 40 人（H21. 3. 11 制定・H23 一般選挙から施行）
- ・現 員 数 40 人

(2) 党派・会派別議員数

（R 6 . 4 . 1 現在）

会派 \ 党派	自 由 民主党	公明党	国 民 民主党	社 会 民主党	日 本 共産党	立 憲 民主党	ながさき 次世代の党	無所属	計
自 民 創 生	8							3	11
市 民 ク ラ ブ			5	2		1		2	10
公 明 党		6							6
新 出 島 ク ラ ブ								4	4
ながさきミライ								4	4
ながさき次世代の党							2		2
日 本 共 産 党					2				2
明 政 ク ラ ブ								1	1
計	8	6	5	2	2	1	2	14	40

(3) 年齢別議員数

（R 6 . 4 . 1 現在）

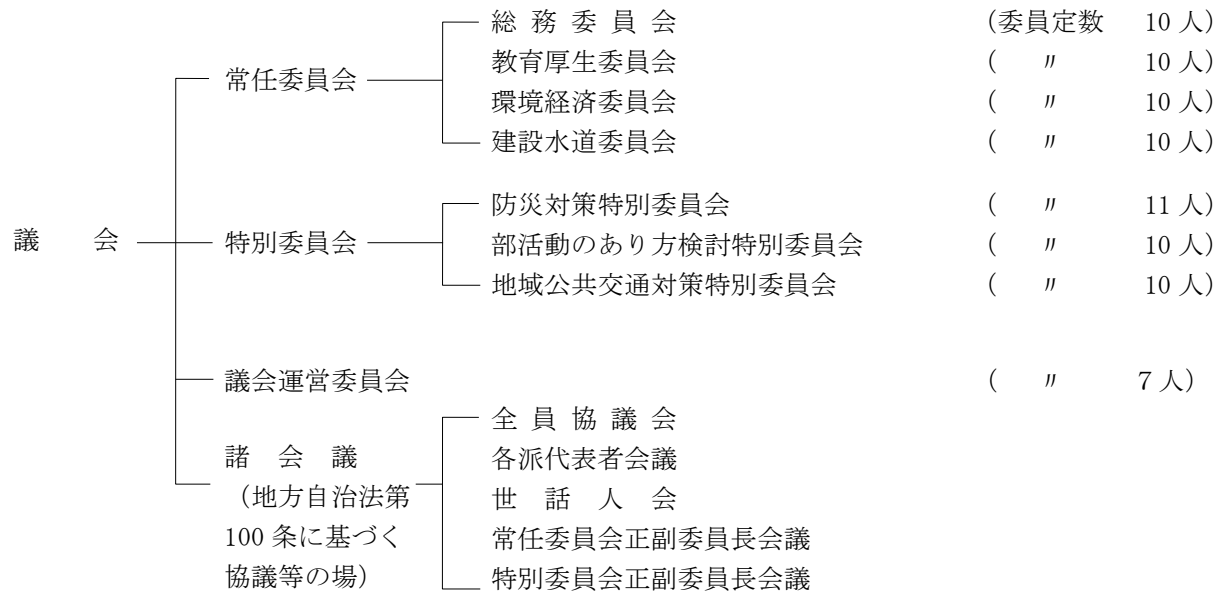
年 齢	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	平 均	最年長	最年少
人 員	4	6	12	10	6	2	57.9 歳	82 歳	30 歳

(4) 当選回数別議員数

当選回数	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10期	11期	12期
人 員	10	5	7	8	5	2	1	0	1	0	0	1

2 委員会等

(1) 委員会等の構成（R 6. 4. 1 現在）



(2) 常任委員会・特別委員会

(R 6. 4. 1 現在)

委 員 会 名	所 管 事 項	任 期
総 務 委 員 会	防災危機管理室、東京事務所、出納室、企画政策部、総務部、情報政策推進部、財務部、市民生活部、中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	1 年
教育厚生委員会	原爆被爆対策部、福祉部、市民健康部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項	
環境経済委員会	環境部、経済産業部、文化観光部、水産農林部及び農業委員会の所管に属する事項	
建設水道委員会	土木部、まちづくり部、建築部及び上下水道局の所管に属する事項	
防災対策特別委員会	防災対策について	調 査 終 了 ま で
部活動のあり方検討特別委員会	部活動のあり方検討について	
地域公共交通対策特別委員会	地域公共交通対策について	

(3) 議会運営委員会

協 議 事 項	1 議会の審議日程（会期の決定、延長、休会等）に関すること 2 議事日程に関すること 3 付議事件に関すること 4 議案等の取り扱い（付託委員会の分類等）に関すること 5 一般質問を行う時期及び緊急質問の取り扱いに関すること 6 選挙、選任に関すること 7 議事運営上問題となった事件等に関すること 8 議員の派遣に関すること 9 その他議会運営につき各会派間の協議事項に関すること										
構 成 員 の 選 出 区 分	定数は議決で定める。各交渉会派の所属議員数 に応じて選出。正・副議長には出席要請し、2人 又は3人会派についても、委員外議員として1人 の出席を要請することがある。 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <th>所 属 議 員 数</th><th>委 員 数</th></tr> <tr> <td>4人～8人</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>9人～15人</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>16人～21人</td><td>3人</td></tr> <tr> <td>22人以上</td><td>4人</td></tr> </table>	所 属 議 員 数	委 員 数	4人～8人	1人	9人～15人	2人	16人～21人	3人	22人以上	4人
所 属 議 員 数	委 員 数										
4人～8人	1人										
9人～15人	2人										
16人～21人	3人										
22人以上	4人										
設 置 の 根 拠	長崎市議会委員会条例										
任 期	1 年										

(4) 諸会議（地方自治法第100条に基づく協議等の場）

名 称	目 的	構 成 員	設置の根拠
全 員 協 議 会	市政及び議会の重要事項に関する協議又は調整を行う。	全 議 員	長崎市議会 会議規則第127条
各 派 代 表 者 会 議	高度に政治的な重要事項に関する協議又は調整を行う。	議長、副議長、2人以上の 会派の代表者1人（た だし、16人以上の会派は2 人）及び議会運営委員長	
世 話 人 会	議会の選挙、人事及びその他議会の 庶務に関する協議又は調整を行う。	議長、副議長、議会運営委 員及び4人未満2人以上の 会派から1人	
常 任 委 員 会 正 副 委 員 長 会 議	常任委員会の運営及び活動等に関す る事項の協議又は調整を行う。	議長、副議長、常任委員 長、常任副委員長、議会運 営委員長及び議会運営副委 員長	
特 別 委 員 会 正 副 委 員 長 会 議	特別委員会の運営及び活動等に関す る事項の協議又は調整を行う。	議長、副議長、特別委員 長、特別副委員長、議会運 営委員長及び議会運営副委 員長	

議 会 運 営

1 定例会の標準的な会期日程

【6月、9月、11月又は12月定例会の場合】

初日（招集日）	2日間	4日間	4日間	1日間	最 終 日
本 会 議 （議案上程） （委員会付託）	休 会 （議案研究）	本 会 議 （市政一般質問）	委 員 会 （付託案件審査）	休 会 （議事整理）	本 会 議 （委員長報告）

※ 2月又は3月定例会の会期は、当初予算審査のため委員会は6～8日間程度

※ 9月定例会最終日に、決算議案の上程・閉会中の委員会に付託

2 会議時間

午前10時から午後5時まで（長崎市議会会議規則第9条）

3 一般質問

（H18.11.27・R元.6.17 議会運営委員会決定）

区 分	2 月又は 3 月定例会（改選の年は 6 月定例会）		左記以外の定例会
	会派代表質問	個 人 質 問	個 人 質 問
通 告 期 間	招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後 1 時から招集日の本会議終了後概ね 1 時間後まで		招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後 1 時から招集日の午後 1 時まで
	※『運用 1』		
所 要 日 数	概 ね 4 日 間		
会派持ち時間	（各定例会ごと）会派所属人数×30 分 ※『運用 2』		
発 言 時 間 （理事者答弁を含む）	2 人会派 60 分 3 人以上の会派 90 分 ※『運用 3』	原則 60 分 ただし、1 会派につき 1 人のみ 30 分の質問ができる	
発 言 者 数	会派の代表 1 人	会派の持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲で人数調整を行う。	会派持ち時間の範囲で人数調整を行う。
発 言 順 位	多数会派順 ※『運用 4』	抽 選	
関 連 質 問	通告時間の制限内において、同一会派の議員に限り認める		
質 問 方 法	質問通告書に基づき登壇して各項目にわたり一括して質問を行い、理事者からの答弁を受けた後、自席からの再質問は、各項目ごとの一問一答も行うことができる		
発言通告書の記載内容	件名及び内容を明記		

『運用1』：招集告示日が通常（招集日の7日前）より前の場合、通常の招集告示日の翌日（招集日の6日前）の午後1時からとする。

『運用2』：一会派において、一定例会で残した時間（会派持ち時間－会派の質問通告時間の合計）が30分以上の場合は、30分を次の定例会に限り持ち越すことができる。なお、1人会派についても同様とする。ただし、11月又は12月定例会から2月又は3月定例会への持ち越しはできない。

『運用3』：会派代表質問の会派とは、所属議員2人以上の会派をいう。

『運用4』：同数会派は、交互に行う。

4 緊急質問

緊急質問は、災害発生など重大な問題で、かつ緊急性がある場合に限って認める。

5 質疑の回数

原則として同一議員につき、同一議題について2回を超えることはできない。

6 予算及び決算の審査方法

(1) 予算の審査方法

ア 一般会計予算の審査

歳入歳出予算のうち歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為については、所管する各常任委員会に分割して付託する。（各総合事務所は総務委員会の所管となるが、予算は、目的別に各常任委員会で審査する。）

歳入歳出予算のうち歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は、総務委員会に付託する。

なお、歳出部分を付託された委員会において、修正可決をされた場合、その旨を総務委員会に通知し、関連する歳入部分の修正を総務委員会において行う。

イ 特別会計予算・公営企業会計予算の審査

特別会計・公営企業会計予算は、所管する各常任委員会に付託する。

(2) 決算の審査方法

一般会計・特別会計・公営企業会計決算の全部を9月定例会の最終日に上程し、次のとおり付託の上、閉会中に審査を行う。また、各会計とも11月又は12月定例会冒頭に委員長報告を行い、議決している。

ア 一般会計決算の分割付託

歳入歳出決算のうち歳出部分については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出決算のうち歳入部分は、総務委員会に付託する。（各総合事務所は、予算と同様）

イ 特別会計決算・公営企業会計決算の付託

特別会計・公営企業会計決算は、所管する各常任委員会に付託する。

7 請願・陳情

- (1) 請願…… 会期中における請願の提出期限は、原則として招集日の午後5時までとし、議長受理後、本会議に上程し委員会に付託するのが例であり、付託する委員会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

採択した請願で執行機関に送付したものについては、翌年4月頃処理結果の報告を求め、6月定例会において報告している。（ただし、改選年は2月又は3月定例会）

なお、結果については、提出者あてに文書で通知している。

- (2) 陳情…… 請願と同様の提出期限を設けている。持参された陳情は希望があったものは原則として議長の権限で所管の委員会に送付するのが例であるが、法令等又は公序良俗に反するもの、過去に委員会で審査を行った請願・陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの、趣旨又は願意が不明確なものなどに該当する場合は委員会へ送付しないこととしている。付託する委員会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員

会で協議する。

なお、委員会で審査を行った後、提出者あてに審査概要を文書で通知している。

また、郵送で受理したものは、議長への供覧にとどめている。

8 意見書・決議

意見書・決議については、できる限り全会一致により可決することを例としているため、あらかじめ議会運営委員会に諮り、各会派共同による提案を行っている。議案提出者には議会運営委員長が、賛成者には議会運営委員となり、2人会派と3人会派の出席要請された委員外議員も賛成者に加わることができる。

なお、委員会から提案する場合は、当該委員長が提出者となり、当該委員が賛成者となるのが例である。

9 傍 聴

区 分	内 容	一 般 傍 聴 人	報 道 関 係 者
本 会 議		傍聴ロビーにおいて、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記載し、自由に傍聴することができる。	報道機関が本会議を傍聴するときは、市政記者については、自社の腕章を着用、市政記者以外の報道機関については、議会事務局総務課において、傍聴人受付簿に自己の社名及び氏名を記載し、交付された市議会腕章を着用しなければならない。 市政記者以外の報道機関が本会議の傍聴を終えたときは、腕章を返還しなければならない。
委 員 会		1 一般の傍聴人の定員は原則7人とし、傍聴席として委員会室の最後列に椅子席を常設する。なお、委員長は、議案等の内容を勘案して、必要に応じて定員をふやすことができる。 2 委員会を傍聴しようとする者は、議会事務局総務課において、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記載し、委員会の傍聴章の交付を受けなければならない。 傍聴章の交付は原則先着順とするが、あらかじめ定員を超えることが明らかな場合は、抽選によることができる。 傍聴人が傍聴を終え退室するときは、傍聴章を返還しなければならない。	報道機関が委員会を傍聴するときは、市政記者については、自社の腕章を着用、市政記者以外の報道機関については、議会事務局総務課において、傍聴人受付簿に自己の社名及び氏名を記載し、交付された市議会腕章を着用しなければならない。 市政記者以外の報道機関が委員会の傍聴を終えたときは、腕章を返還しなければならない。

議 会 活 動

1 議会の開催状況（令和5年）

（単位：件）

議会の区分	会期 (日間)	会議日数		計	市長提出議案・報告（件）										諮問	条例等	意見書	決議	附帯決議	請願	会議時間		市 政 一般質問 (人)
		本 会 議 (日)	委 員 会 (日)		小 計	条 例	予 算	人 事	決 算	契 約	財 産 取 得 処 分	その他		本 会 議							委 員 会		
												議 案	報 告 等										
計	82	27	19	235	228	76	57	10	15	11	7	17	35	1	1	2	0	0	3	72時間 30分	186時間 47分	代表 7 個人57	
第1 回臨時会	1/26 1日間	1	1	4	4	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	19分	3時間 17分		
第2 回定例会	2/20 ～3/15 24日間	6	6	69	69	21	30	1	0	4	2	9	2	0	0	0	0	0	0	17時間 2分	78時間 31分	個人15	
第3 回臨時会	5/11 1日間	1	1	9	9	0	0	1	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	1時間 13分	22分		
第4 回定例会	6/20 ～7/7 18日間	6	4	38	33	7	5	4	0	2	2	2	11	0	1	2	0	0	2	20時間 40分	39時間 44分	代表 7 個人10	
第5 回定例会	9/1 ～9/20 20日間	6	4	56	55	35	5	2	0	5	1	0	7	0	0	0	0	0	1	15時間 44分	35時間 39分	個人14	
第6 回定例会	12/4 ～12/21 18日間	7	3	59	58	13	15	2	15	0	2	6	5	1	0	0	0	0	0	19時間 32分	43時間 12分	個人18	

※委員会の会議時間については、現地調査の時間は含めていない。

※委員会の会議日数及び会議時間については、議会運営委員会を含めていない。

※継続審査となった議案については、議決した定例会にのみ含める。

2 委員会等の開催状況（令和5年）

委員会名	区分	R5年(回)			会議時間 (時間：分)
		計	開会中	閉会中	
合計		111	88	23	264時間51分
常任委員会		75	66	9	230時間49分
〔内訳〕	総務	20	18	2	49時間46分
	教育厚生	21	18	3	80時間48分
	環境経済	17	15	2	50時間14分
	建設水道	17	15	2	50時間01分
	議会運営委員会	15	10	5	8時間42分
〔内訳〕	特別委員会	21	12	9	25時間20分
	ゼロカーボンシティ長崎推進 (令和4年設置)	1	0	1	5分
	ポストコロナ経済対策 (令和4年設置)	1	0	1	17分
	観光客誘致・受入対策 (令和4年設置)	1	0	1	13分
	子育て支援 (令和5年設置)	6	4	2	9時間6分
	部活動の地域連携のあり方検討 (令和5年設置)	6	4	2	8時間51分
	長崎駅周辺交通対策 (令和5年設置)	6	4	2	6時間46分

会議名	区分	R5年(回)			会議時間 (時間：分)
		計	開会中	閉会中	
各派代表者会議		4	1	3	1時間13分
世話人会		13	5	8	3時間54分
全員協議会		2	1	1	35分

3 委員会の審査状況（令和5年）

（単位：件）

区分 委員会名	合 計	審 査 案 件													報 告	調 査	陳 情
		小 計	条 例	予 算	人 事	決 算	契 約	財産 の取得 処分	そ の 他	諮 問	意 見 書	決 議	附 帯決 議	請 願			
合計	214	187	76	57		15	11	7	16	1			1	3	3	19	5
〔内訳〕 常 任 委 員 会	193	187	76	57		15	11	7	16	1			1	3		1	5
	総 務	47	43	22	4	1	3	3	7	1				2		1	3
	教 育 厚 生	80	79	47	18	6	4	1	2					1			1
	環 境 経 済	14	13	1	6	2		3	1								1
	建 設 水 道	38	38	6	16	5	4		6				1				
	分 割 付 託	14	14		13	1											
議会運営委員会																	
〔内訳〕 特 別 委 員 会	21														3	18	
	ゼロカーボン シティ長崎推 進	2													1	1	
	ポストコロナ 経 済 対 策	2													1	1	
	観光客誘致・ 受 入 対 策	2													1	1	
	子 育 て 支 援	5														5	
	部 活 動 の 地 域 連 携 の あ り 方 検 討	5														5	
	長 崎 駅 周 辺 交 通 対 策	5														5	

※継続審査となった議案については、複数回審査を行った場合も1件とする。

4 全員協議会開催状況

昭和 60. 10. 7	セントポール市親善訪問団歓迎について	平成 13. 11. 14	セントポール市公式訪問団歓迎について
61. 3. 22	ミデルブルフ市長歓迎について	13. 12. 28	被爆地域拡大是正に関する状況報告について
62. 5. 13	議会選出監査委員の選出について	14. 8. 26	市町村合併に関するこれまでの経過及び今後の取り組みについて
63. 3. 2	長崎市制 100 周年記念事業、長崎「旅」博覧会について	15. 5. 16	監査委員の選出について
平成元. 1. 9	大行天皇崩御に伴う長崎市議会としての弔慰について	15. 8. 11	市町村合併に伴う議員定数等について
元. 4. 20	ミデルブルフ市親善訪問団歓迎について	16. 3. 1	市町村合併について（1 市 6 町）
2. 1. 19	本島長崎市長狙撃事件に関する声明について	16. 12. 22	監査委員の選出について
2. 6. 27	長崎「旅」博覧会について	17. 3. 11	市町村合併について（1 市 1 町）
2. 12. 14	福州市友好代表団の歓迎について	18. 12. 21	長崎市における経理処理の調査結果について
3. 5. 14	議会選出監査委員の選出について	19. 4. 18	伊藤一長長崎市長狙撃殺害事件に関する声明等について
4. 10. 8	セントポール市親善訪問団歓迎について	19. 5. 16	監査委員の選出について
5. 3. 4	公職選挙法及び政治資金規正法の改正について（説明会）	20. 4. 18	故伊藤一長長崎市長の追悼について
5. 3. 24	監査委員の候補者の選出について	20. 11. 17	セントポール市公式訪問団歓迎について
5. 8. 12	長崎市立中央 3 小学校の統廃合について	21. 11. 24	オリンピック招致可能性の検討について
5. 11. 4	制限付一般競争入札の試行について（説明会）	22. 4. 13	ヴォスロール村公式訪問団歓迎について
6. 5. 6	築町 3 番街区市街地再開発事業について	22. 7. 20	福州市公式訪問団歓迎について
7. 8. 28	新県立大学の設置問題について	23. 5. 13	監査委員の選出について
9. 1. 17	（仮称）いこいの里整備事業について	25. 3. 4	監査委員の選出について
9. 6. 12	監査委員の選出について	25. 9. 18	「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」のユネスコへの推薦資産決定について
9. 12. 24	本市の水質検査に関する告発並びに新聞報道の件について	26. 3. 27	M I C E 事業について
10. 3. 4	ミデルブルフ市長一行の歓迎について	27. 5. 13	監査委員の選出について
11. 5. 17	監査委員の選出について	27. 10. 7	セントポール市公式訪問団歓迎について
12. 6. 19	被爆地域拡大是正の要請行動計画について	29. 3. 3	監査委員の選出について
12. 10. 13	福州市友好都市提携 20 周年友好交流訪問団の歓迎について	令和元. 5. 13	監査委員の選出について
12. 12. 22	長崎県廃棄物公共関与事業について	2. 3. 6	長崎市における新型コロナウイルス感染症対策について
		3. 3. 11	監査委員の選出について
		5. 5. 11	監査委員の選出について

5 審議案件議決状況等

(1) 議員提出議案（令和5年）

議案番号	件 名	議決月日 結 果	提出会派
議第1号	市長の専決処分事項の指定について	7・7 原案可決	各派共同 全会一致
議第2号	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について	7・7 可 決	各派共同 賛成多数
議第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための意見書について	7・7 可 決	教育厚生 全会一致

(2) 請 願（令和5年）

受理番号	件 名	上程月日	付託委員会	議決月日	結果
請 願 第1号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について	6・28	教育厚生	7・7	採 択
請 願 第2号	インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出を求める請願について	6・28	総 務	7・7	不 採 択
請 願 第3号	「消費税インボイス制度の実施延期」を国に求める請願について	9・11	総 務	9・20	不 採 択

(3) 陳 情（令和5年）

受理番号	件 名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳 情 第1号	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情について	2・20	総 務	3・9
陳 情 第2号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XⅧ、養生所／（長崎）医学学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情XⅨ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情Ⅳについて	2・20	—	—
陳 情 第3号	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について	6・20	環境経済	6・30

受理番号	件 名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳 情 第 4 号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XIX、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情XXVIII及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情Vについて	6・20	—	—
陳 情 第 5 号	長崎市南部地域における子どもたちの水泳環境の整備を求める陳情について	8・18	総 務	9・12
陳 情 第 6 号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XX、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情XXIX及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情VIについて	9・1	—	—
陳 情 第 7 号	「長崎の子どもたちをいじめから守る活動」に関する陳情について	11・29	教育厚生	12・14
陳 情 第 8 号	長崎市の予算執行と財政運営の信頼性向上に関する陳情について	12・4	総 務	12・14
陳 情 第 9 号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XXI、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情XXX及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情VIIについて	12・4	—	—

6 公聴会開催状況

開催年月日	事 件	開催委員会
昭 44. 5. 8～5. 9	町の区域及び名称の変更について	建設水道委員会
昭 55. 11. 20	〃	〃
平 12. 12. 15	上下水道料金改定について	〃

7 聴聞会開催状況

開催年月日	事 件	開催委員会
昭44. 2. 8	水道料金改定について	建設水道委員会
46. 12. 3	ふん尿処理手数料改定について	教育厚生委員会
48. 7. 25	公害防止条例の制定について	公害対策特別委員会
49. 1. 22	市民生活安定緊急対策について	市民生活安定緊急 対策特別委員会
50. 9. 5	水道料金改定について	建設水道委員会
51. 3. 3	一般廃棄物処理手数料改定について	教育厚生委員会
55. 1. 28	水道料金改定について	建設水道委員会
55. 1. 29	一般廃棄物処理手数料改定について	環境経済委員会
59. 2. 8	水道料金改定について	建設水道委員会
59. 2. 9	一般廃棄物処理手数料改定について	環境経済委員会

8 特別委員会設置状況

委 員 会 名	設 置 期 間	委 員 会 名	設 置 期 間
羽衣1号線市道管理に関する調査(100条)	昭 38. 10. 3~39. 1. 27	造船不況対策	昭 50. 7. 14~51. 3. 9
水資源開発調査	昭 40. 6. 28~42. 3. 22		昭 51. 3. 10~52. 3. 8
異常渇水対策	昭 42. 10. 2~43. 3. 16		昭 52. 3. 8~53. 3. 7
公害、交通対策	昭 44. 3. 17~45. 6. 20		昭 53. 3. 7~54. 3. 1
公害対策	昭 45. 6. 20~46. 3. 13	不況対策	昭 54. 7. 13~56. 3. 4
	昭 46. 7. 13~47. 3. 10		昭 56. 3. 4~58. 3. 2
	昭 47. 3. 10~48. 3. 9	都市環境整備対策	昭 54. 7. 13~56. 3. 4
	昭 48. 3. 9~49. 3. 11	行財政対策	昭 56. 3. 4~58. 3. 2
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10		昭 56. 12. 22~58. 3. 2
	昭 50. 7. 14~51. 3. 9	災害対策	昭 58. 7. 15~60. 3. 6
	昭 51. 3. 10~52. 3. 8	産業振興対策	昭 60. 3. 6~61. 3. 5
	昭 52. 3. 8~53. 3. 7		昭 61. 3. 5~62. 3. 17
交通対策	昭 53. 3. 7~54. 3. 1		昭 62. 7. 13~63. 3. 2
	昭 45. 6. 20~46. 3. 13		昭 63. 3. 28~平元. 3. 1
	昭 46. 7. 13~47. 3. 10		平元. 3. 27~ 2. 3. 5
	昭 47. 3. 10~48. 3. 9		平 2. 3. 30~ 3. 3. 22
	平 5. 3. 26~ 6. 3. 2		平 14. 3. 26~15. 3. 3
	平 9. 3. 27~10. 3. 4	行財政健全化対策	昭 63. 3. 28~平元. 3. 1
	平 12. 3. 22~13. 3. 2	都市整備・女神大橋対策	平元. 3. 27~ 2. 3. 5
本原土地区画整理事業に関する調査(100条)	昭 46. 7. 8~46. 10. 11		平元. 3. 27~ 2. 3. 5
	昭 46. 12. 22~47. 11. 27	女神大橋等交通対策	平 2. 3. 30~ 3. 3. 22
水道事業対策	昭 47. 3. 30~48. 3. 9	都市整備対策	平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
	昭 48. 3. 9~49. 3. 11		平 2. 3. 30~ 3. 3. 22
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10		平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
市民生活安定緊急対策	昭 48. 12. 21~49. 3. 11		平 5. 3. 26~ 6. 3. 2
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10		平 10. 3. 4~11. 3. 4
都市交通対策	昭 48. 3. 9~49. 3. 11	平 14. 3. 26~15. 3. 3	平 20. 3. 17~21. 2. 24
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10	経済活性化	平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
	昭 50. 7. 14~51. 3. 9	観光振興対策	平 5. 3. 26~ 6. 3. 2
	昭 51. 3. 10~52. 3. 8	高齢者福祉対策	平 13. 3. 23~14. 3. 4
	昭 52. 3. 8~53. 3. 7		平 6. 3. 28~ 7. 3. 2
	昭 53. 3. 7~54. 3. 1	産業振興・不況対策	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
	昭 54. 7. 13~56. 3. 4	都市整備・交通対策	平 6. 3. 28~ 7. 3. 2
	昭 56. 3. 4~58. 3. 2		平 6. 3. 28~ 7. 3. 2
	昭 58. 7. 15~60. 3. 6		平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
	昭 60. 3. 6~61. 3. 5	経済活性化対策	平 30. 3. 15~31. 2. 22
	昭 61. 3. 5~62. 3. 17		平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
	昭 62. 7. 13~63. 3. 2		平 8. 3. 28~ 9. 3. 3
	昭 63. 3. 28~平元. 3. 1		平 9. 3. 27~10. 3. 4
	平元. 3. 27~ 2. 3. 5		平 10. 3. 4~11. 3. 4
		市庁舎・病院建設	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4

委 員 会 名	設 置 期 間	委 員 会 名	設 置 期 間
高 齢 福 祉 ・ 少 子 化 対 策	平 8. 3. 28～ 9. 3. 3	公 共 施 設 利 活 用	平 22. 3. 19～23. 2. 22
	平 9. 3. 27～10. 3. 4	防 災 対 策	平 23. 6. 26～24. 2. 22
	平 10. 3. 4～11. 3. 4		令 元. 7. 2～ 2. 2. 21
ま ち づ く り 対 策	平 8. 3. 28～ 9. 3. 3		令 6. 3. 15～
	平 9. 3. 27～10. 3. 4	次世代エネルギー利活用	平 23. 6. 26～24. 2. 22
市 立 病 院 対 策	平 8. 3. 28～ 9. 3. 3	市 庁 舎 建 設	平 23. 6. 26～24. 2. 22
環 境 問 題 調 査 対 策	平 10. 3. 4～11. 3. 4		平 24. 3. 16～25. 2. 21
社会福祉法人マルコ会に 関する調査(100条)	平 10. 6. 15～10. 9. 1	国 際 観 光 戦 略	平 24. 3. 16～25. 2. 21
		福 祉 対 策	平 24. 3. 16～25. 2. 21
新 市 立 病 院 建 設	平 12. 3. 22～13. 3. 2	ま ち な か 整 備 対 策	平 25. 3. 18～26. 2. 21
	平 17. 3. 25～18. 3. 2	市庁舎・支所機能再編検討	平 25. 3. 18～26. 2. 21
景 気 対 策	平 12. 3. 22～13. 3. 2	人口減少・高齢化対策	平 26. 3. 14～27. 2. 20
史 跡 ・ 文 化 財 等 対 策	平 13. 3. 23～14. 3. 4	都市再生・財政問題	平 26. 3. 14～27. 2. 20
雇 用 対 策	平 13. 3. 23～14. 3. 4	地 方 創 生 対 策	平 27. 6. 29～28. 2. 19
	平 15. 7. 2～16. 3. 2	世界遺産・観光客受入対策	平 27. 6. 29～28. 2. 19
観 光 ・ 文 化 財 対 策	平 14. 3. 26～15. 3. 3	長 崎 駅 周 辺 再 整 備	平 27. 6. 29～28. 2. 19
行 財 政 改 革	平 14. 3. 26～15. 3. 3		平 28. 3. 11～29. 2. 22
政 治 倫 理 検 討	平 14. 11. 20～15. 3. 25		平 29. 3. 16～30. 2. 21
	平 17. 9. 22～18. 3. 28	観 光 客 受 入 対 策	平 28. 3. 11～29. 2. 22
斜 面 地 整 備 促 進	平 15. 7. 2～16. 3. 2		平 29. 3. 16～30. 2. 21
水 産 振 興	平 15. 7. 2～16. 3. 2	定 住 人 口 対 策	平 28. 3. 11～29. 2. 22
	平 16. 3. 24～17. 3. 2	雇用・人口減少対策	平 29. 3. 16～30. 2. 21
斜 面 地 ・ 中 心 市 街 地	平 16. 3. 24～17. 3. 2	地域づくり・人口減少対策	平 30. 3. 15～31. 2. 22
観 光 振 興	平 16. 3. 24～17. 3. 2	コンベンション誘致対策	平 30. 3. 15～31. 2. 22
	平 18. 3. 28～19. 2. 27	周辺地区まちづくり対策	令 元. 7. 2～ 2. 2. 21
	平 25. 3. 18～26. 2. 21	長崎駅周辺整備・交通結節対策	令 2. 3. 13～ 3. 2. 22
地 域 振 興	平 17. 3. 25～18. 3. 2		令 3. 3. 9～ 4. 2. 21
	平 18. 3. 28～19. 2. 27	観 光 客 誘 致 対 策	令 2. 3. 13～ 3. 2. 22
	平 19. 6. 29～20. 2. 22	人 口 減 少 対 策	令 2. 3. 13～ 3. 2. 22
農 業 振 興	平 17. 3. 25～18. 3. 2	ポストコロナ経済対策	令 3. 3. 9～ 4. 2. 21
	平 18. 3. 28～19. 2. 27		令 4. 3. 11～ 5. 2. 20
産 業 振 興	平 19. 6. 29～20. 2. 22	ポストコロナ交流人口拡大対策	令 3. 3. 9～ 4. 2. 21
安全・安心まちづくり	平 19. 6. 29～20. 2. 22	ゼロカーボンシティ長崎推進	令 4. 3. 11～ 5. 2. 20
世 界 遺 産 推 進	平 20. 3. 17～21. 2. 24	観 光 客 誘 致 ・ 受 入 対 策	令 4. 3. 11～ 5. 2. 20
	平 26. 3. 14～27. 2. 20	子 育 て 支 援	令 5. 6. 28～ 6. 2. 21
バイオラボ株式会社 に対する企業立地奨 励金交付等に関する 調査(100条)	平 20. 12. 12～21. 6. 5	部活動の地域連携のあり方検討	令 5. 6. 28～ 6. 2. 21
		長 崎 駅 周 辺 交 通 対 策	令 5. 6. 28～ 6. 2. 21
		部 活 動 の あり 方 検 討	令 6. 3. 15～
地域医療・新市立病院建設	平 21. 3. 19～22. 2. 23	地 域 公 共 交 通 対 策	令 6. 3. 15～
産 業 振 興 ・ 雇 用 対 策	平 21. 3. 19～22. 2. 23		
ス ポ ー ツ 振 興	平 21. 3. 19～22. 2. 23		
議 会 基 本 条 例 検 討	平 21. 9. 18～22. 12. 13		
環 境 対 策	平 22. 3. 19～23. 2. 22		

議 会 費 予 算 等

1 令和6年度一般会計当初予算（議会費）

（単位：千円）

区 分	予 算 額	区 分	予 算 額
報 酬	317,633	需 用 費	15,608
給 料	85,740	役 務 費	7,558
職 員 手 当 等	178,836	委 託 料	6,854
共 済 費	122,116	使 用 料 及 び 賃 借 料	8,071
報 償 費	200	備 品 購 入 費	75
旅 費	37,164	負担金、補助及び交付金	74,270
交 際 費	1,800	公 課 費	33
		計	855,958

（主な予算内容）

(1) 議員給与費	505,338千円
(2) 職員給与費	173,773千円
(3) 交 際 費	1,800千円
(4) 議会活動費	165,298千円
ア 政務活動費	72,000千円
イ 活 動 諸 費	75,784千円
ウ 議会広報紙発行費	11,231千円
エ 本会議ケーブルテレビ放映費	2,145千円
オ 本会議インターネット配信費	2,360千円
カ 本会議中継手話通訳費	759千円
キ 議会会議録検索システム運営費	1,019千円
(5) 事 務 費	9,749千円

2 議員報酬（月額）

区 分	現 行 額（令和5.5.1改定）	従前の額（平成23.5.1改定）
議 長	744,000円	737,000円
副 議 長	679,000円	673,000円
議 員	625,000円	619,000円

3 期末手当 年間3.40月分（6月支給 1.70月分、12月支給 1.70月分）×1.35（加算率）

4 費用弁償（H17.1.1廃止） ※廃止前は、一律9,000円（H8.4.1改定）

5 旅 費（令和6年度当初予算）

(1) 行政調査旅費	15,000千円	ア 常任委員会	10,000千円（1人当たり 250千円）
		イ 議会運営委員会	1,250千円（1人当たり 125千円）
		ウ 特別委員会	3,750千円（1人当たり 125千円）
(2) 陳情旅費	1,590千円		
(3) 海外視察調査旅費	7,900千円	※3期以上の議員	1人当たり 1,000千円（7人分）
		2期の議員	1人当たり 300千円（3人分）

6 政務活動費（平成 12 年度までは市政調査研究費補助金、平成 24 年度までは政務調査費として交付）

- (1) 交付基準……各月 1 日に在職する議員に対し、月額 150,000 円を交付する。
- (2) 交付方法……申請に基づき、年 2 回に分け交付する。

実施年月日	S 52. 4. 1	20,000 円	※ H17. 4. 1 から議員個人に交付
改定	〃 S 55. 6. 1	30,000 円	
改定	〃 S 59. 4. 1	28,500 円	
改定	〃 H 4. 4. 1	80,000 円	
改定	〃 H 6. 4. 1	90,000 円	
改定	〃 H12. 4. 1	100,000 円	
改定	〃 H17. 1. 1	150,000 円	

7 議会図書室

地方自治法第 100 条第 19 項の規定により議会議員の市政その他の調査研究に資するため長崎市議会図書室を設けている。

○ 蔵書数の状況（単位：冊）

年 度	購 入	寄 贈	登録合計	蔵書数
令和 3 年度	27	7	34	1,499
令和 4 年度	27	5	32	1,531
令和 5 年度	35	9	44	1,575

8 長崎市議会史

市制施行 100 周年記念事業の一環として、長崎市議会が市政発展に果たした役割、実績等を集大成し、先賢の業績を後世に伝えとともに、今後の市政運営に資することを目的として、昭和 59 年から「長崎市議会史」の編さんに取り組んできたが、平成 9 年 3 月、記述編第 3 巻の発刊をもって、その全てが完成した。

○ 構 成 【記述編】市制施行から昭和 42 年までの議会制度の確立や、行財政制度の整備、原爆戦災からの復興など市政の重要問題に対する市議会の対応を記述。

【資料編】明治 22 年の市制施行から昭和 63 年までの議会関係の法規の変遷や、平成 3 年までの歴代の議員名簿などを収録。

○ 体 裁 A 5 判 全 5 巻（記述編 1、2、3 資料編 1、2）

○ 発刊等の状況

編別	巻	収 録 内 容	規 格	頁 数	発 行 部 数	発 刊 年 度
記 述 編	1	明治 22 年 4 月から 大正 15 年 6 月まで	判 A 5	697	部 1,000	平成 6 年度
	2	大正 15 年 7 月から 昭和 22 年 3 月まで		986		平成 7 年度
	3	昭和 22 年 4 月から 昭和 42 年 3 月まで		1,304		平成 8 年度
資 料 編	1	法規関係、議決事件		1,733		平成 2 年度
	2	名簿、選挙、施政 方針説明		1,334		平成 4 年度

議 会 事 務 局

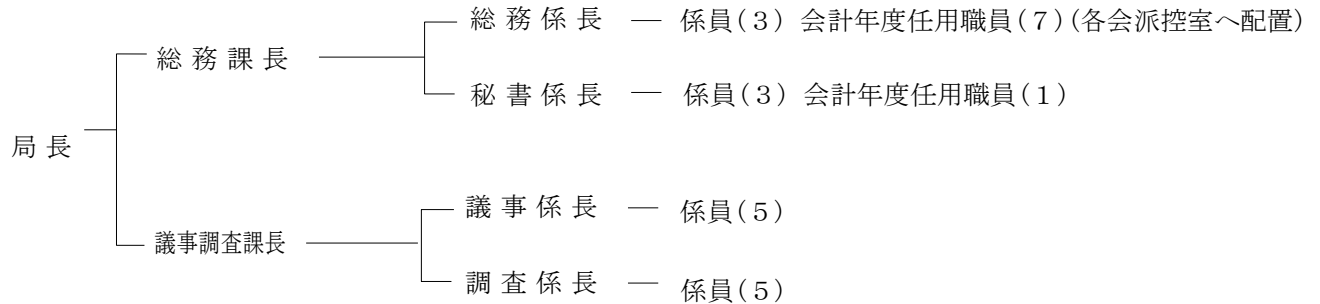
1 機 構

(R 6. 7. 1 現在)

定数 24人

現員 23人

会計年度任用職員 8人



2 議 会 刊 行 物

区 分	発行回数 (回/年)	発行部数 (部)	規 格	配 付 対 象
会 議 録	4	16	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
常 任 委 員 会 会 議 録	5	1 委員会 13	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
特 別 委 員 会 会 議 録 調 査 報 告 書	1	1 委員会 13	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
市 議 会 だ よ り (S24～49.1) (S56.5～)	4	151,300 (1 回当たり)	A 4	議員、全世帯
調 査 資 料 報 (S29.3～)	4	13	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
市 政 概 要	1	21	A 4	議員 (電子版)、各関係機関

※改選時には、「市議会だより臨時号」、「議会関係例規集」、「議会の権能と運営」等を刊行。

3 議 会 情 報

- (1) ケーブルテレビでの本会議生放映 (平成 13 年 3 月定例会～)
- (2) 議会会議録検索システムの運用 (平成 15 年 10 月 1 日～)
- (3) ホームページでの本会議生中継 (平成 17 年 6 月定例会～)
※平成 28 年 9 月定例会からスマートフォン対応配信
- (4) ホームページでの本会議録画中継 (平成 18 年 6 月定例会～)
- (5) YouTube での本会議録画中継配信 (平成 25 年 9 月定例会～)
- (6) 議会事務局 Facebook の運用 (平成 26 年 6 月定例会～)
- (7) 本会議中継での手話通訳 (平成 30 年 6 月定例会～)
- (8) 長崎市公式 LINE での情報発信 (令和 4 年 1 月～)
- (9) 議会傍聴席における字幕表示モニターの運用 (令和 6 年 2 月～)

選挙

長崎市議会議員選挙の記録

区分	執行年月日									
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
	S22. 4. 30	S26. 4. 23	S30. 4. 30	S34. 4. 30	S38. 4. 30	S42. 4. 28	S46. 4. 25	S50. 4. 27	S54. 4. 22	S58. 4. 24
当日有権者数(人)	97,075	131,063	160,436	182,312	222,603	236,957	268,372	293,115	298,096	308,287
投票者数(人)	68,601	113,588	126,458	145,798	168,329	177,645	198,027	224,278	233,403	237,672
投票率(%)	70.67	86.67	78.82	79.97	75.62	74.97	73.79	76.52	78.30	77.09
議員法定数(人)	40	44	44	48	48	52	52	52	52	52
条例定数(人)				44	48	48	48	48	48	48
立候補者数(人)	133	177	133	107	88	84	78	91	72	63
立候補者数/定数	3.33	4.02	3.02	2.43	1.83	1.75	1.63	1.90	1.50	1.31
当選者	最高得票数	1,400	2,938	2,665	3,173	4,343	4,435	4,412	5,116	5,526
	最低得票数	614	1,093	1,485	1,915	1,984	2,225	2,422	2,917	3,228
	1人平均得票数	—	992	1,448	1,804	2,579	2,959	3,010	3,631	4,092
	最高年齢(歳)	57	62	67	65	71	70	72	65	64
	最低年齢(歳)	29	36	27	31	28	25	29	31	31
	平均年齢(歳)	45	49	51	51	50	50	48	47	48

区分	執行年月日		第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
			S62. 4. 26	H 3. 4. 21	H 7. 4. 23	H11. 4. 25	H15. 4. 27	H19. 4. 22	H23. 4. 24	H27. 4. 26	H31. 4. 21	R5. 4. 23
当 選 者	当日有権者数(人)		315,032	320,939	327,560	328,979	330,516	旧市 328,968 旧町 35,213	360,164	354,203	350,395	335,540
	投票者数(人)		241,607	231,009	222,455	209,497	190,508	旧市 179,090 ※旧町 19,770	191,970	162,105	165,826	158,333
	投票率(%)		76.69	71.98	67.91	63.68	57.64	旧市 54.44 旧町平均 71.26	53.30	45.77	47.33	47.19
	議員法定数(人)		52	52	52	52	46	46	46	法改正により撤廃	—	—
	条約定数(人)		48	48	48	46	44	44 合併特例(51)	40	40	40	40
	立候補者数(人)		58	52	51	55	56	旧市 47 旧町 15	52	54	45	57
	立候補者数/定数		1.21	1.08	1.06	1.20	1.27	旧市 1.07 旧町平均 2.14	1.30	1.35	1.13	1.43
	最高得票数		6,664	6,426	5,817	5,440	4,847	旧市 6,010 旧町 4,789	5,461	6,361	5,950	6,000
	最低得票数		3,605	3,508	3,399	3,207	2,974	旧市 2,546 旧町 309	2,922	2,536,093	2,112,110	2,278
	1人平均得票数		4,358	4,497	4,394	4,036	3,872	旧市 3,845 旧町 1,875	4,050	3,354	3,857	3,257
者	最高年齢(歳)		65	69	73	71	70	71	75	77	81	81
	最低年齢(歳)		35	32	36	35	39	26	35	34	31	29
	平均年齢(歳)		48	50	52	54	56	56	57	57	58	57

※1 外海選挙区は、無投票のため含まない。